

これから実績報告を行う採択事業者の皆様へ

既存住宅流通・リフォーム推進事業(既存住宅流通タイプ)

実績報告の延長申請について【重要】

実績報告の最終期限日は平成24年2月15日(水)必着です

注意事項

- ▶ 期限日までに実績報告を行った住宅については、当該期限日の概ね2カ月後(目安)に補助金を受けることができます。
- ▶ 提出する書類に不備がある場合は、補助金が受けられないことがあるので注意してください。
- ▶ 期限日以前に実績報告を行っても、補助金の受け取りができる時期は早くなりませんので、ご注意ください。
- ▶ 詳細な振込日に関しては、振込予定の約2週間前までに「額の確定通知書」が郵送されますので、そちらをご確認ください。
- ▶ 振込口座情報の不備等の理由により、振込を実行しても入金不能となる場合があります。入金不能の場合、事務局より事業者の方へ確認作業を実施して口座情報不備の解消をおこなった後、振込・入金となります。着金日が振込予定日より遅れる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

提出書類が揃わないために実績報告が遅れる事業者の方へ

提出書類が揃わないために、実績報告が平成24年2月15日までに間に合わない事業者の方は、別紙「**実績報告の延長申請書**」をもって**延長申請**を行ってください。延長が承認された場合の実績報告の締め切りは、**平成24年3月31日(土)必着**となります。

注意事項

- ▶ 延長承認は、延長申請書の受領から概ね1週間以内に行い、FAXによりその旨の通知を行います。延長承認された申請は、実績報告提出時に必ず「実績報告の延長承認書」の写しを添付してください。
- ▶ リフォーム工事は平成24年2月15日までに終了してください。
- ▶ 期限日までに実績報告を行った住宅については、当該期限日の概ね2カ月後(目安)に補助金を受けることができます。
- ▶ 提出する書類に不備がある場合は、補助金が受けられないことがあるので注意してください。

延長申請書提出期限

平成24年2月10日(金)必着

提出先

【郵送先】 〒100-8691 郵便事業株式会社銀座支店郵便私書箱第403号
【FAX番号】 03-6226-4038 又は 048-482-8162

- **延長申請書を提出せず、平成24年2月15日(水)必着までに実績報告を行わなかった事業者には補助金が支払われませんのでご注意ください。**
- **延長の対象として承認された住宅の変更はできませんので、対象住宅の「交付決定番号」及び「住宅の住所」の記載間違い等には十分ご注意ください。**

《提出期限：平成24年2月10日（金） 必着》

※交付決定を受けた住宅毎（交付決定番号毎）に作成してください。

平成24年 月 日

実績報告の延長申請書

（既存住宅流通タイプ）

一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会 殿

平成24年2月15日までに実績報告書の提出が困難となったので、下記のとおり延長申請します。

1. 補助事業者の名称等

補助事業者名	(カナ)
補助事業者ID番号	
電話番号	— —
担当者氏名	

2. 延長する対象住宅

交付決定番号	
住宅の住所	都道府県 市区町村
	(共同住宅の場合、建物名と申請に係る部屋番号等)
実績報告予定日	平成24年 月 日

※上記に記載した対象住宅の実績報告の締め切りは、原則、平成24年3月31日（土）必着までとします。
(記載のない住宅に関する実績報告の締め切りは、平成24年2月15日必着となりますのでご注意ください。)

3. 延長理由（該当する理由に○をつけて下さい。）

	資材（断熱材等）の入手難のため、工事完了が実績報告期限2月15日の直前となり、実績報告が2月15日までにできないため。
	その他（具体的に記入）

※リフォーム工事は平成24年2月15日までに終了してください。終了時期が平成24年2月16日以降になるために書類の提出が遅れる場合は認められませんので、ご注意ください。

〇〇〇〇 殿
(補助事業者 I D)

平成 2 4 年 月 日

実績報告の延長承認書

一般社団法人 住宅瑕疵担保責任保険協会

実績報告の延長申請のあった対象住宅については、下記のとおり実績報告の延長を承認します。

1. 延長対象住宅

交付決定番号	住宅の住所
A 0000000-1-000	

2. 実績報告の変更締切日 平成 2 4 年 3 月 3 1 日 (土) 必着

※印が無いものは無効となります。

※実績報告書の提出時には必ず「実績報告の延長承認書」を添付してください。